平成２８年（フ）第１５０５号
埼玉県朝霞市栄町２－３－36、住民票上の住所埼玉県朝霞市本町２丁目７番31－４Ａ号
債務者　行田　将夫
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５２４号
さいたま市北区日進町２丁目1342番地７　日進ハビタ101、旧住所さいたま市浦和区針ヶ谷１丁目20番10―206号
債務者　神田　優衣
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９１号
埼玉県上尾市本町６丁目８番２号
債務者　細谷日出夫
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９２号
埼玉県上尾市本町６丁目８番２号
債務者　細谷美智子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３１号
埼玉県川口市朝日１丁目９番９号　Ｍ－ｆ１ａｔ　303号、旧住所埼玉県川口市大字東本郷223番地の３　シティハイムリバティ　201号
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３２号
さいたま市岩槻区原町６番37号
債務者　若山　富雄
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６３７号
さいたま市見沼区大字片柳1046番地２
債務者　高橋千鶴子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７５号
さいたま市中央区八王子２丁目５番12号、旧住所さいたま市中央区八王子２丁目１番13号
債務者　根岸　忠雄
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６７６号
さいたま市中央区八王子２丁目５番12号、旧住所さいたま市中央区八王子２丁目１番13号
債務者　根岸多津子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５９３号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地４街区11棟101号
債務者　蓮沼　幸子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７２０号
埼玉県越谷市赤山町１丁目43番地　ウエンベルソロ越谷第３　102号、旧住所埼玉県越谷市大字南荻島605番地１　コーポ北越谷203
債務者　坂内　絵美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７２２号
埼玉県越谷市蒲生茜町17番地６　中島ハウツ201、旧住所埼玉県越谷市蒲生西町１丁目８番12号　サニーハイツ105
債務者　厚別　厚雄
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７２９号
埼玉県三郷市早稲田２丁目21番地10
債務者　藤代　雅美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７３０号
埼玉県越谷市宮前１丁目19番地17　みたか荘３号、旧住所埼玉県越谷市赤山町３丁目201番地　野口住宅12
債務者　藤澤　徳雄
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３３５号
埼玉県東松山市御茶山町８番地15　101
債務者　堀内　伸康
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２７３号
千葉県佐倉市井野994番地81、住民票上の住所千葉市花見川区花見川３番10棟105号
債務者　早見　一昭
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部